

## 教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成22年9月6日(月曜日)  
午前9時30分～午前10時15分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 山 本 昌 二 委 員 長 岡 山 隆 副 委 員 長  
徳 並 伍 朗 委 員 大 中 宏 委 員  
柴 崎 修 一 郎 委 員 荒 山 光 広 委 員  
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員  
秋 山 哲 朗 議 長
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員  
重 村 暢 之 局 長 岩 崎 敏 行 主 査  
岡 崎 基 代 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 副 市 長  
永 富 康 文 教 育 長 金 子 彰 教 委 事 務 局 長  
石 田 淳 司 教 委 事 務 局 次 長 松 本 孝 志 教 委 学 校 教 育 課 長  
佐 藤 和 美 教 委 社 会 教 育 課 長 高 橋 文 雄 教 委 文 化 財 保 護 課 長  
篠 田 尊 教 委 体 育 振 興 課 長 山 田 悦 子 市 民 福 祉 部 長  
古 屋 勝 美 市 民 福 祉 部 次 長 杉 原 功 一 市 民 福 祉 部 市 民 課 長  
田 代 裕 司 市 民 福 祉 部 地 域 福 祉 課 長 佐 々 木 郁 夫 市 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長  
白 井 栄 次 市 民 福 祉 部 高 齢 福 祉 課 長 堀 洋 数 美 東 総 合 支 所 市 民 福 祉 課 長  
竹 澤 茂 秋 芳 総 合 支 所 市 民 福 祉 課 長

午前9時30分開会

委員長（山本昌二君） おはようございます。荒山委員さんがちょっと所用で10分間ばかり遅れて出席されるそうですが、一応時間が参りましたのでこれより教育民生委員会を開会したいと思います。よろしくお願いいたします。それでは先の本会議におきまして本委員会に付託されました議案4件につきまして審査いたしたいと思しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。市長さん、報告等ございませんか。

市長（村田弘司君） いえ、ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（山本昌二君） 議長さん。

議長（秋山哲朗君） 特にございませぬ。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（山本昌二君） 各委員さん、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより審査を始めます。初めに議案第9号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを審査をいたします。執行部より説明を求めます。杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは、議案第9号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。まず1番目といたしまして、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童または小規模住宅型児童養育事業を行う者、若しくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないもの、このものにつきまして児童福祉法の規定により医療費が公費負担されることから、国民健康保険の被保険者とししないものとする規定を設けるものでございます。次に国民健康保険法等の一部改正に伴い美祢市国民健康保険条例の第6条第1号中の第72条の5を第72条の4に改めるものでございます。これにつきまして、美祢市議会定例会参考資料がございますが、こちらの1ページのほうに新旧対照表を載せておりますので、ご参照いただければと思います。以上でございます。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。河本委員。

委員（河本芳久君） 親子の改正に伴う条例改正でしょうから異論はございませんが、差し障りがなかったら、これに該当する児童というのは、現在美祢市内には何

人ぐらいおられるんですか。支障がなかったらご報告をお願いします。

委員長（山本昌二君） 杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 現在のところでございますが、国民健康保険の被保険者としていないものに該当するものは現在のところありません。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。それではこれより議案第9号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

次に、議案第5号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第5号）を審査いたします。本委員会の所管事項につきまして執行部より説明を求めます。田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） それでは地域福祉関係の補正予算案につきまして、ご説明を申し上げます。一般会計（第5号）5 - 12、5 - 13ページをお開き下さい。まず歳出からご説明を申し上げます。3款民生費・2項児童福祉費・目1児童福祉総務費であります。児童福祉総務経費として70万8,000円を計上させて頂いております。これは子ども手当支給事務費であります。一般消耗品、また印刷製本費、併せて需用費といたしまして、11万円、通信運搬費、手数料、併せて役務費といたしまして、59万8,000円を計上させて頂いております。また子ども手当の事務費につきましては、職員人件費も認められるということになっておりますので、同項の丁度中程でありますけども目社会福祉総務費の財源内訳の一般財源を54万円減額し、国庫支出金を同額の54万円を計上させていただき財源更正をさせていただきました。この子ども手当につきましては、当初予算作成時では事務費につきまして不確定部分が多かったために、今日まで児童手当の

事務費で賄っておったところでございますが、児童手当と比較しまして支払い通知及び認定通知の回数が増えたことによるものと、6月に2月、3月分の児童手当と、また4月、5月分の子ども手当は別々に振り込むこととの指導が県からあって訳でございます。振込手数料の額は増額したことによる経費と今回経常経費分及び初年度である経費算出基準が今回明確にされたことによる補正予算でございます。続きまして、その下、目3母子福祉費であります。節の20扶助費といたしまして、児童扶養手当本体分、扶助費を588万5,000円を計上させていただいております。法改正に伴いまして、平成22年8月から父子家庭にも支給されることとなった30世帯分と母子家庭増加分10世帯分を計上させていただいております。なお父子家庭分につきましては、2月に支給する12月分が初支給となります。地域福祉課関係は終わります。

委員長（山本昌二君） 佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） それでは衛生関係について、ご説明をいたします。5-14ページと5-15をお開き下さい。4款衛生費・1項保健衛生費・4目環境衛生費でございます。旅費と負担金、補助及び交付金、併せて3万6,000円を計上しております。これはエネルギーの使用の合理化に関する法律というのがございまして、それが改正されまして市役所にエネルギー管理企画推進者を設置することが必要となります。このエネルギー管理企画推進者は職員を持って充てることになろうと思っておりますけれども、その資格要件に国の開催する講座を受講することが必要とされております。これはそのための受講のための旅費と受講料でございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。はい、田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） それでは続きまして、歳入につきましてご説明をいたします。8ページ、9ページにお戻り下さい。中程ですけれども14款国庫支出金・1項国庫負担金・目1民生費国庫負担金であります。歳出でご説明いたしました児童扶養手当588万5,000円の3分の1の196万2,000円を計上いたしております。3分の2につきましては一般財源ということになります。次の3項委託金でございます。目2民生費委託金であります。歳出でご説明いたしました額の10割部分であり、子ども手当取り扱い事務費といたしまして124万8,000円を計上いたしております。以上で地域福祉課関係の説明を終わります。

ます。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 資料は5 - 10、5 - 11ページをお開き願いたいと思います。第18款繰入金・第1項特別会計繰入金・第2目老人医療事業特別会計繰入金3,000円についてでございます。これは後程議案第6号として出て参りますけれども老人医療事業特別会計におきまして、前年度審査支払手数料交付金の精算の結果、超過交付となりました3,000円を一般会計に繰り入れるものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） 今説明があったわけでありましてけれども、5 - 13で母子福祉費で児童扶養手当給付事業588万5,000円これついているわけでありまして。手当ですね。それでですね法改正がありまして、今説明もあつたとおり今年の8月から父子家庭にもこういった扶養手当が、児童扶養手当が出るということで、非常にいいことである私そのように感じております。それで今後この児童扶養手当が支給されるわけでありましてけれども、受給するに当たっては働いてる方が確か年収が400万以下である方が受給できるといろいろと条件があるわけでありまして。それで月にいただけるのが4万1,700円、そして二人目からはプラス5,000円、三人目プラス3,000円、こういう形になっておるといのは了承している訳でありますけれども、今後この制度皆ほとんど知っておられるとは思ってまずけど、だけど8、9、10、11ですか、このことを知らない方も中には私おられるんじゃないかと思っております。それで今後この今年の11月30日までにこの申請手続きをしなければ受給できないと言う形になりますので、その辺そういった形にならないようにですね今後市報等でそういったことをしっかりと市民の皆様には通達されると思いますけれども、今後そういったことのないようにするためにどのようなお考えを持っておられるか、この点についてお伺いします。

委員長（山本昌二君） はい、田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） この福祉に対する児童扶養手当、これは11月末までに申請をすれば8月に遡って、ということで対応できるということに定められております。でございますので、数こそあまり多くないと思っておりますけど

も、更にこの辺の制度を皆さんにご理解いただくために、今回だけでなしに11月末までには市報またその他の制度につきましての皆さん方に紹介する資料を、お目にとまるような形で精一杯周知努力させていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） しっかりと誠心誠意進めて行って頂きたいと思います。中には今からすぐ手続きされることが一番いいことですけれども、12月入ってしまったということになったら4箇月分の児童手当が頂けません。相当な金額になると思いますので、こういったことがないようにしていただきたいと思うところであります。それであと今後お父さんがですね、いろいろ今経済状況非常に厳しいということでもリストラとかですね会社辞めざるを得ないそういった状況にもなってくる。そういった方に対して何らかの行政としてですね、こういった再就職できるようなこういった自立支援策といいますか、そういったことの取り組みしっかりと就職をしていくことをお勧めをしていく、そういったことも当然ハローワーク行けばいいことかもわからないですけれども行政として、こういったその辺について来たときの相談するのか、そしてまた現況届につきましては、母子家庭と同じような形での届け、全く一緒なのかどうか、この2点についてお伺いしたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 今後現在の経済情勢によりますと更に職を失われる方も出てこようかと思っておりますけれども、現在地域福祉課内ではワンストップサービスということで社会福祉協議会なり、またハローワーク、これと連携いたしまして、そういった皆様方に対応したいというふうに考えております。また、父子家庭の皆さんからの現況届でございますけれども、これらにつきましては事務的には今日までの母子家庭の現況届の手続き事務とは全く変わりはございませんので、その辺りも十分周知して参りたいというふうに考えております。以上です。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。いいですか。他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 質疑がございませんようですので、この議案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第5号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成22年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） それでは議案第6号平成22年度美祢市老人医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。資料につきましては、先程ご覧頂いております緑色の表紙の補正予算の資料の6-1ページをお開き願いたいと思います。このたびの補正は、前年度事業の精算の結果行うものでございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ154万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ665万3,000円とするものでございます。まず歳出についてご説明を申し上げます。資料につきましては、6-10、6-11ページをお開き願います。第2款諸支出金・第1項償還金及び還付加算金・第1目償還金、償還金、利子及び割引料におきまして154万円の増額補正を行っております。これは前年度事業の精算の結果、超過交付となりました部分を国などの関係機関へ返還するものでございます。返還金154万円の内訳につきましては、説明の欄にございますとおり、国庫補助金に係るものが56万円、それから支払基金交付金に係るものが98万円でございます。

続きましてその下、第2款諸支出金・第2項繰出金・第1目一般会計繰出金におきまして、一般会計繰出金を3,000円ほど計上してございます。これは先程、一般会計の歳入のところでもご説明をいたしましたが、前年度審査支払手数料交付金の精算の結果、超過交付となりました部分を一般会計へ繰り出すものでございます。

続いて歳入についてご説明を申し上げます。資料は、6-8、6-9ページにお戻り願います。第1款支払基金交付金・第1項支払基金交付金・第2目審査支払手数料交付金において3,000円を、そして、第6款繰越金・第1項繰越金・第1

目繰越金におきまして154万円をそれぞれ増額補正いたしてございますけれども、これらにつきましても、前年度事業の精算の結果に伴いまして、必要な措置を講じるものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） この美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算ですが、この制度は後期高齢者医療制度は2008年の4月にですね移行されてからこの制度は一応なくなるわけでありましてけれども、今、民主党政権がこの老人保健医療制度に戻す。そういうことを豪語されていたわけでありましてけれども、後期高齢者医療制度に移って、非常に名前が悪いとか、一応そういったことで揶揄されていたわけでありましてけれども、こういった保健医療制度についてもっといいものを作ると言われながら、未だに後期高齢者医療制度をですね用いているわけでありましてけれども、いずれにしても老人保健医療事業特別会計、今回あるわけでありましてけれども、制度の移行に伴ってですねこの特別会計というのが一体いつまでですね行われるかこの点についてちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（山本昌二君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 只今岡山委員のご質問にお答えをします。平成22年度で終了するものと認識しております。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。いいですか。他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは質疑ないようでございますので、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではご意見もないようでございますので、これより議案第6号平成22年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決

されました。

次に、議案第7号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） それでは議案第7号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。資料につきましては、7-1ページをお開き願います。こちらにつきましても、前年度事業の精算の結果、補正を行うものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,812万8,000を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億4,425万3,000円とするものでございます。

まず歳出についてご説明をいたします。資料は、7-10、7-11ページをお開き願います。第5款諸支出金・第1項償還金及び還付加算金・第2目償還金、償還金、利子及び割引料におきまして2,812万8,000円を追加計上いたしてございますけれども、前年度事業の精算の結果、保険給付及び地域支援事業費の実績に対し超過交付となった部分を返還するものでございます。

続きまして歳入についてでございます。資料につきましては、7-8、7-9をお開き願いたいと思います。第9款繰越金・第1項繰越金・第1目繰越金についてでございますけれども、前年度の歳入超過分2,812万8,000円を同会計に繰り越すものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） 一点、7-11で国庫支出金等精算償還金負担金還付金ということで2,812万8,000円を更新されていると思いますけれども、これは介護保険事業において予定した形よりもこの事業費がかからない状態であって、そしてそれをお返ししたということとは思いますが、今高齢化がどんどん進んでいく中で逆にお金というのは返すところではない、実際もっとかかるような状況、返すに至らない位の状況になっていくとは思いますが、毎回こういう形で流れ的にはなっていますけれどもこの背景についてご説明していただきたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 失礼いたします。只今の岡山委員のご質

問にお答えいたしたいと思えますけれども、事業そのものは計画どおり予定どおりに進捗されておるといふふうには理解いたしておりますけれども、なかなか介護給付費、あるいは地域振興事業費用につきまして、なかなか正確にプラスマイナスゼロというところまで予測も大変困難でございますのでぎりぎりにとということも非常に危険であるし、支払う必要のある給付費が支払えないという状況にも陥らないためにも、若干多めに予算は計上させていただいておるといふふうにつきましては、ご理解を頂けたらというふうに思います。以上でございます。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） 解りました。国のほうにそういった介護保険税を要求するというのもおかしな、おかしい話じゃないですけど、それよりも逆にこういう形でお返しするという形で多めに頂いてですねそういう配慮をされているということが一応解りました。それと今後ですねこの介護保険税について今介護保険事業計画として今確か平成21、22、23、第4期だったと思えますけれどもこの保険税における給付費、基準準備金として確か4億じゃったかな積み立てておられると思えますけれども、今後そういった保険税については、介護保険料が低減していくようそれに充てられているとは思いますが、この保険料の低減活用という形でこの準備基金としてのですねそのお金を介護保険料に充てると、最終的にこの第4期が終わった時には、だいたいざっくりでいいですけどもこの準備基金というのはだいたいどのくらいなるのかな。次の第5期に平成24年度から移る場合どんぐらいの金額というのが移るのかな。そして実際今介護保険料この美祢市全国平均見ても少し安いし、県平均見ても安いし、前回の説明の時3,994円ぐらいでしたかな、平均がですね。そういうことでそれが保険料の低減に準備基金が活用されていると思っておりますけれども、この辺の説明と次の繰越の時にはだいたいどのくらいが基金が次の第5期の事業計画に移されるか、この辺解れば説明していただきたいと思えます。

委員長（山本昌二君） はい、山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 先程介護の準備基金が4億円程度といわれましたが、21年度末でですね介護給付費準備金積立金については1億7,500万円程度、それから介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金については1,200万いくらとすることで1億8,800万円程度となっております。第4期の計画には当然基

金分も繰り入れた形で保険料を設定してありまして、第4期が終わる22年度末には積立金等合わせまして1億1,200万程度になる予定になっております。第5期につきましては、来年度新しい計画づくりのために高齢者に対するアンケート等を実施し、供給と需要ですねそれを適切に判断しながらその準備金も保険料に加えた形で全体的な保険料、新しい保険料を設定することとしております。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） ありがとうございます。第5期の事業計画についてお尋ねしようと思いましたが先に説明があったわけでごさいます。本当にありがとうございます。それでしっかりとまだまだ介護の待機者もおられますし、確か300人程度でしたか、はっきりと忘れましたが、そういうことで今後第5期では事業計画においてはしっかりと特養ですねそういった施設の方からのご要望等もしっかりと当然要望等承ると同時に、そういった大きいところばかりじゃなく小さいところの施設も当然勘案しながらですね、また市民の皆さんからの多くのアンケートもとりながらしっかりと第5期の事業計画といいますか、しっかりと進めていっていただきたいなと思っております。特に今後各地域に小さい29床法的に今後29床とは思いますが、小規模の地域密着型の多機能型の介護施設を今後しっかりと地域にですね敷設していかなくちゃならないと思っておりますけれども、そういったことも併せてそれによって介護保険税が高くないようにしっかりと行政としてその辺を注意深く見守っていただきたいということを最後をお願いして終わります。

委員長（山本昌二君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは質疑がないようでごさいますので、次にご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではご意見もないようでごさいますので、これより議案第7号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案4件につきまして、審査を終了いたしました。その他委員の皆様から何かございましたらご発言をお願いいたします。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 一点。今回の一般質問で岡山委員が高齢者の所在不明の件で一般質問されて美祿市はおられないということでお伺いしておりますが、逆にですね亡くなられた方が市役所の窓口に行かれて死亡届等出されると思います。そういったときにですね行政のいろいろな書類手続きが煩雑かどうかと言うのはあれですが、一つ例を挙げるとですねもう亡くなられて13年4年ぐらい経たれてる方へまだ水道の料金が請求書が行っているとかですね、そういったことがあります。そういったチェック、また申請ができていないからそうなってるのかも解りませんが、そういった窓口でですね一括してこれとこれは必要な書類をどういうふうに渡されているかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 只今のご質問にお答えいたします。今窓口のほうでは死亡届が出ましたときに簡単なパンフレットを作りまして、どういう手続きをして頂きたいということをご説明してるわけでございます。ただ、今パンフレットの中が今言われたように水道課とかいろんなところですね水道事業とかいろんなところへのものが全部網羅してないところもございますので、これにつきましてはいろいろと情報集めまして詳しい資料作りましてご説明できるようにしていきたいと思っております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） いいですか。他に何かございませんか。せつかくの機会でございますので、執行部にお尋ねしたいことがありましたら。はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） 市民会館の件でちょっとお尋ねしたいんですけども、近々工事が始まるということでお聞きしてるんですけど、できましたらその内容についてお聞かせ頂いたらと思うんですが。

委員長（山本昌二君） 佐藤社会教育課長。

教育委員会社会教育課長（佐藤和美君） お答え申し上げます。市民会館の工事でございますが、これについては現在市民会館のホールの懸垂幕というか、いわゆる

緞帳等の幕の機械等が不良でございまして、これの改修をするということで現在業者のほうは決まっております、大阪のほうに市民会館ができた当初から維持管理の経緯をお願いしております業者さんに一応お願いするということで、既に契約のほうは済んでございまして、詳しい数字を現在持ち合わせておりませんが、現在のところ1,300万ぐらいの工事費というふうに記憶しております。来年の1月の中旬までには工事を終了するという契約で実際には現在10月、11月と市民会館の利用が非常に多いのでステージの工事は実際には12月に入っていきますが、それまでにそのいろいろな電気機器等のステージの利用に差し支えない範囲内で工事の作業を行うという計画になっております。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） この市民会館については築後かなり経っておりますし、これまでもある程度大規模な改修も行われたとお思います。今後のことについて市民の間からは文化会館の要望であるとか、新しいホールといいますか、市民会館の建て替え、いろいろ要望あると思うんですが、なかなか今建て替えるとかですね新設するというのは非常に厳しいと思います。そこでこの市民会館今後ですねある程度使えるところまで使って行くと思うんですが、大ホールの椅子ですよね、これが約1,000近くあるんですが、昔のままでですね、非常に狭いと。例えば県のいろいろな大会等やっても来られたお客さんに非常に長い時間座って頂くと非常に苦痛があると、最近新しいところは非常にゆったりとしたですね椅子等設置をされております。それで予算も伴うことではありますが、今後しばらく使うということになるとその辺の椅子でありますとか、その辺の改修の予定といいますか、お考えがあるかどうかその辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、金子事務局長。

教育委員会事務局長（金子 彰君） 今、荒山委員のご質問でございしますが、おっしゃいますとおり市民会館は昭和45年に確か建築されたとし制施行15周年記念事業ということで建てられまして、今年で40年経過したということでございします。ご指摘のとおりあの椅子は当時のいい椅子だったというふうに思っておるところでございしますが、今は各地区で新しいホールなり市民会館、文化会館含めまして新しい建物等が建ちました関係で、それにそれらの椅子と比較をいたしますと少し座り心地の悪い椅子であろうかというふうには思っておるところでございします。あ

とは築40年、今美祿市のほうには公の施設でかなり老朽化した施設等がたくさんございます。その中に市民会館も含まれているというふうに認識しているわけですが、今後のそういった公の施設の改築事業と申しますか、年次計画これらのほうを策定していく必要があるのではないかと申しますし、集中的に集中改革プラン、行政改革大綱、これらのほうにもそういった記載があるというふうに認識しております。従いまして、これにつきましては今後の検討課題になるかというふうに思います。当然財政状況等踏まえながら、今後十分に市民会館だけではなく全ての公の施設について検討していく必要があるのではないかと申します。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。ご審査、ご協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

午前10時15分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年9月6日

教育民生委員長

山本昌二